

「一般競争入札」 公告

山梨県教育委員会が発注する次の工事は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項に基づき公告します。

平成28年11月18日

山梨県教育委員会教育長 守屋 守

1 一般競争入札に対する事項

- (1) 工事名 旧なかとみ青少年自然の里管理宿泊棟屋根塗装他改修工事
- (2) 工事場所 南巨摩郡身延町平須306
- (3) 工事概要 屋根下地清掃、屋根コロニアル塗装、コロニアル部分改修
- (4) 工事期間 契約締結の翌日から平成28年12月27日
- (5) 予定価格(税込み) ¥10,613,160
- (6) 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 適用外

2 一般競争入札の参加資格

次の資格を有する者で、今回、山梨県教育委員会教育長より、対象工事に係る入札資格の確認を受けた者。

- (1) 山梨県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。
- (2) 山梨県公共事業ポータルサイト「有資格者名簿(建築一式)」に登載されていること。
- (3) 契約締結日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書(以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提示できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (6) 建設業に基づく適正な技術者1名を配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること)がなければならず、配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。
- (7) 低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事に配置している専任技術者及び追加技術者は、対象工事の配置予定技術者との兼務は認めない。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人面的において関連がある建設業者でないこと。

- (9) 公告の日の6月前の日以降に不渡りを出した者でないこと。
- (10) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領(平成19年6月20日施行)に入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (12) 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日施行。以下「指定停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (13) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団又は暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

3 設計図書等の配布

(1) 配布期間

平成28年11月18日(金)から平成28年11月24日(木)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 配布場所

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県教育庁社会教育課(山梨県防災新館)3階
社会教育振興担当 電話 055-223-1771(内線8356)
※ 郵送又は電送は行わない。

4 入札参加資格確認申請等の受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

平成28年11月21日(月)から平成28年11月24日(木)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 申請書類 入札参加資格確認資料(様式1、2、3、4及び添付資料)

(3) 申請方法 本人(法人にあつては代表権を有する者)又は代理人の持参とする。

(4) 申請場所 設計図書等の配布と同じ

5 問い合わせ先

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県教育庁社会教育課(山梨県防災新館)3階
社会教育振興担当 電話 055-223-1771(内線8356)

※上記に関する質問は平成28年11月24日(木)までとする。

なお、質問事項に対しては、入札の前日までに回答することとする。

6 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、申請書等の申請期限の日をもって行うものとし、その結果は平成28年11月25日（金）に通知する。

7 苦情申し立て

- (1) 入札参加資格確認申請書等を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、「入札参加資格確認通知」にその理由を付して通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合は、平成28年11月28日（月）までに質問すること。
- (3) 山梨県教育委員会教育長は、(2)の手続きにより詳細な説明を求められたときは、原則として平成28年11月29日（火）までに回答する。
- (4) (3)の回答の説明になお不服のある者は、回答した日から7日目（県の休日を含まない。）の午後5時までに書面（様式は自由）により、山梨県教育委員会教育長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。

なお、書面は下記に持参すること。

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県教育庁社会教育課（山梨県防災新館）3階

社会教育振興担当 電話 055-223-1771（内線8356）

- (5) (4)の再苦情の申し立てがあつた場合は、山梨県教育委員会教育長は、申し立ての日の翌日から10日以内（県の休日を含まない。）に申し立て者に回答する。

8 入札執行予定日時、開札予定日時、落札者決定日時及び場所

平成28年11月29日（火） 午後3時から 入札即時開札とする。

山梨県防災新館 3階 教育委員会室A

9 入札手続等

- (1) 最低制限価格制度

適用する。

- (2) 現場説明会等

現場説明会及びヒアリングは行わない。

- (3) 入札方法

本人又は代理人が入札執行予定日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、諸費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 落札者の決定

有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当

該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 入札の無効

この公告の示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

(6) 入札執行回数

1回とする。

(7) 工事費内訳書の提出

入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。

(8) 契約の確定

ア 落札決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県教育委員会は損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 契約書の作成

山梨県建設工事執行規則（昭和44年山梨県規則第20号）に定める建設工事請負契約書を作成する。契約は、契約担当者と受注者の双方が当該契約書に記名押印したときに確定する。

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 支払条件

(1) 前金払

適用する。金額は、契約金額の4割以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

適用する。ただし、中間前金払を選択した場合に限る。金額は、契約金額の2割以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(3) 部分払

適用する。ただし、部分払を選択した場合に限る。山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第111号）第115条第2項の規定による回数範囲とする。

1.3 その他

(1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

(2) 入札参加資格確認の申請を行った者は、2の要件を満たす者であることを誓約したものと見なす。

(3) 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはしない。

(4) 「2 一般競争入札の参加資格」(8)に示した「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず、入札参加資格申請を行った者については、指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。

(6) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(7) 災害その他の事情により入札日時を延期することがある。